

糸魚川復興まちづくり推進協議会 設置要綱

(設置目的)

第1条 糸魚川市における大規模火災からの復興まちづくりに向けて、糸魚川市、新潟県、国土交通省及び経済産業省の実務担当者による情報共有や必要な助言、意見交換を行う場を設け、今後の復興まちづくりの推進を図ることを目的に、糸魚川復興まちづくり推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進協議会は、次に挙げる事項について検討等を行う。

- (1) 糸魚川市が策定する復興まちづくり計画に関する助言
- (2) 復興まちづくりを実現させる事業手法の検討
- (3) その他、この協議会の目的遂行のために必要な事項

(構成員)

第3条 推進協議会は、次に掲げる所属の職員を構成員とする。

- (1) 糸魚川市
- (2) 新潟県
- (3) 国土交通省
- (4) 経済産業省

(協議会)

第4条 推進協議会は、糸魚川市又は国土交通省が招集し会議を進行する。

2 必要に応じ、推進協議会構成員以外の関係者の出席を求め、説明を受け又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 推進協議会の事務局は、糸魚川市（産業部復興推進課）及び国土交通省（都市局都市安全課）に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営その他必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則 この要綱は、平成29年2月3日から施行する。